

第 2 7 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和 3 年 6 月 8 日 午前 9 時 3 0 分
 閉会の日時 令和 3 年 6 月 8 日 午前 1 0 時 3 4 分
 開会の場所 市役所第二庁舎 2 0 1 会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	星 野 安 久	○		
2	齊 藤 美 保			
3	岸 正 二			
4	角 田 壽 一	○		
5	鳥 山 孝 子			
6	新 井 正 喜	○		
7	飯 塚 敬 子			
8	下 田 三 徳			
9	齊 藤 由 香	○		
10	大 島 アサ子			
11	須 田 和 敏			
12	青 木 明 雄	○		
13	高 井 眞佐実			
14	石 田 玉 枝	○		
15	野 村 隆	○		
16	眞 下 謹 司			
17	廣 瀬 淳	○		
18	高 橋 昭 彦	○		
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第 2 0 条の規定による出席者

	齋 藤 光 男			農地利用最適化推進委員委員長
	新 井 健 二			農地利用最適化推進委員副委員長
	津久井 一 美			農地利用最適化推進委員班長
	爲 谷 賢 司			農地利用最適化推進委員班長

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席委員を減員して開催。

議事録署名委員	議席 17 番	廣瀬	淳	委員
	議席 18 番	高橋	昭彦	委員

議事参与が制限された委員数 1 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者	事務局長	千木良	典行	
	統括主幹(農地調整係長)		吉田	徳之
	統括主幹(農業振興係長)		狩野	康信
	主 任	中嶋	辰哉	
	都市政策課	主査	廣田	剛
	農 林 課	主事	綿貫	雄太

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

定刻となりましたので、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を努めていただき、議事進行をお願いします。

議 長

おはようございます。

始まる前にご協力願います。会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード又は電源を切ってください。

それでは、令和3年度第27回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

皆様のご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

今回の総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、必要最低限の出席をお願いしたところでございます。

このことにより、ただいまの出席委員は19人中10人で、会議は成立しました。

早速ですが、議事に入ります。

議事日程第1、会期の決定を議題といたします。

お謀りします。本会議の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。

議事録署名委員に、議席番号17番、廣瀬淳委員、議席番号18番、高橋昭彦委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、議席番号17番、廣瀬淳委員、議席番号18番、高橋昭彦委員に決定いたしました。

続きまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第5条の規定による許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第1号、農地法第5条の規定による許可決定についてをご説明いたします。報告書の1ページをお願いします。

農地法第5条の規定による許可決定について、次のとおり許可指令書を交付いたしましたので、ご報告いたします。

本件におきましては、農地法第5条関係の許可番号5の16番の記載の1件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構へ令和3年5月19日に意見聴取をいたしましたところ、同日付けをもちまして、許可妥当との回答がありました。つきましては、渋川市農業委員会会長専決規程第2条に基づき、許可指令書を関係者へ交付いたしましたので、ご報告するものであります。

以上で報告第1号の説明を終わります。

議長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします
続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。報告書の3ページをお願いします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、3ページから4ページに記載の番号1番から5番の5件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立し

た日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。報告書の5ページをお願いします。

農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、5ページに記載の番号1番から2番までの2件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で報告第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第6、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。報告書の7ページをお願いします。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。 この度の届出は、7ページから8ページに記載の番号1番から4番までの4件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は、記載のとおりであります。 また、全ての届出について、権利を取得した事由は相続。取得した権利の種類は所有権であります。 以上で報告第4号の説明を終わります。よろしく願いいたします。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いいたします。
1 番	はい、議長。1番、星野。
議 長	はい、1番、星野安久委員。
1 番	参考までにお伺いしたいのですが、相続で取得する届出者がその土地と離れている方の場合、どのように農地を管理するのか、農業委員会としての指導があれば教えていただきたい。
事務局	はい、議長。農業振興係長。
議 長	はい、農業振興係長。
事務局	農地の管理につきましては、利用状況調査を4月から9月頃にかけて行っていますので、その間に不耕作等が判明すれば、早めに対処していきたいと考えています。
1 番	はい、議長。1番、星野。
議 長	はい、1番、星野安久委員。
1 番	そういう指導がされないと、かなりの農地が荒れ放題となるし、貸し借りの必要が生じてくると思います。たまたま農業委員会の方へ相談があって貸し借りができればいいのですが、何か文書的なものでも

指導できたらいいと思います。これからどんどん農地が荒れていくと思うので、対策ができたらと思います。

議 長

その件については次回の運営委員会の議題として、方向性を決めて、皆様にまたご報告したいと思います。そのようなことで了解していただけたらと思います。よろしくお願いいたします
ほかに質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、議事日程第7、報告第5号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。
それでは、渋川、伊香保、北橘地区を野村隆第2班長、子持、赤城地区を星野安久第2班長より報告をお願いします。最初に野村第2班長、お願いします。

15番

それでは、5月25日に実施しました、第2班、渋川、伊香保、北橘地区の現地調査報告をいたします。参加者は、齊藤由香委員、事務局の吉田係長、儘田主事と私、野村の4名で実施しました。
今回の許可申請は、第5条による申請が15件でありました。
それでは、議案書に沿って報告いたします。
なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。
まず、5条申請であります。議案書の7ページをご覧ください。
申請番号5の1番の現地は、東は道路と畑、西と北は墓地、南は道路となっています。問題はないかと思われます。
申請番号5の2番の現地は、東は一体利用する宅地、西は宅地、南は道路、北は畑となっています。これについても、問題はないかと思われます。
申請番号5の3番の現地は、東と西と南は宅地、北は道路となっています。これについても、問題はないかと思われます。
8ページをご覧ください。
申請番号5の4番の現地は、東と南は道路、西と北は畑となっています。これについても、問題はないかと思われます。
申請番号5の5番の現地は、東と北は道路、西は一体利用する宅地、南は宅地となっています。これについても、問題はないかと思われます。
申請番号5の6番の現地は、東は道路、西は墓地と畑、南は道路と墓地、北は宅地と道路となっています。これについても、問題はない

かと思われます。

9ページをご覧ください。

申請番号5の7番の現地は、東と西と北は宅地、南は道路となっています。これについても、問題はないかと思われます。

申請番号5の8番の現地は、東と西は道路、南は河川、北は田となっています。これについても、問題はないかと思われます。

申請番号5の9番の現地は、東は田、西は道路、南は道路と田、北は田となっています。これについても、問題はないかと思われます。

10ページをご覧ください。

申請番号5の10番の現地は、東は宅地、西と北は道路、南は雑種地となっています。これについても、問題はないかと思われます。

申請番号5の11番の現地は、東は宅地、西と北は道路、南は畑となっています。これについても、問題はないかと思われます。

申請番号5の12番の現地は、東と南は道路、西と北は畑となっています。これについても、問題はないかと思われます。

15ページをご覧ください。

申請番号5の25番の現地は、東は宅地と道路、西と南は畑、北は道路となっています。これについても、問題はないかと思われます。

申請番号5の26番の現地は、東は宅地と道路、西は道路、南と北は宅地となっています。これについても、問題はないかと思われます。

次に、16ページをご覧ください。

申請番号5の27番の現地は、東と南と北は畑、西は道路となっています。これについても、問題はないかと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、第2班、渋川、伊香保、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

続きまして、星野第2班長、お願いします。

1番

第2班、子持、赤城地区の現地調査報告をいたします。令和3年5月25日に実施しました。参加者は、角田委員、石田委員と私、星野。事務局は狩野係長、中嶋主任の計5名で実施しました。

今回の子持、赤城地区の許可申請は、第4条による申請が3件、第5条による申請が12件、合計15件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。

はじめに、4条申請であります。議案書の5ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東と西は畑、南は道路、北は宅地となっています。特に問題はないかと思われま

す。申請番号4の2番の現地は、東は道路、西は一体利用する宅地、南は畑、北は宅地と道路となっています。これも特に問題はないかと思われま

す。6ページをご覧ください。

申請番号4の3番の現地は、東は道路、西と北は山林、南は畑となっています。これも特に問題はないかと思われま

す。次に5条申請であります。11ページをご覧ください。

申請番号5の13番の現地は、東と北は宅地、西は水路、南は道路となっています。これも特に問題はないかと思われま

す。申請番号5の14番の現地は、四方が道路となっています。これも特に問題はないかと思われま

す。申請番号5の15番の現地は、東は道路、西と南は畑、北は宅地となっています。これも問題はないかと思われま

す。申請番号5の16番の現地は、東は一体利用する雑種地、西は宅地と田、南と北は道路となっています。これも特に問題はないかと思われま

す。12ページをご覧ください。

申請番号5の17番の現地は、東は宅地、西は道路、南は同月申請されている申請番号5の18番の申請地、北は雑種地となっています。これも問題はないかと思われま

す。申請番号5の18番の現地は、東は宅地、西と南は道路、北は同月申請されている申請番号5の17番の申請地となっています。特に問題はないかと思われま

す。13ページをご覧ください。

申請番号5の19番の現地は、東と南は道路、西は雑種地、北は宅地となっています。これも問題はないかと思われま

す。申請番号5の20番の現地は、東と西は畑、南は山林、北は道路となっています。これも特に問題はないかと思われま

す。14ページをご覧ください。

申請番号5の21番の現地は、東は宅地、西は山林、南は道路、北は畑となっています。これも問題はないかと思われま

す。申請番号5の22番の現地は、東は宅地、西と南は道路、北は畑となっています。これも問題はないかと思われま

す。申請番号5の23番の現地は、東と南は畑、西は道路、北は畑と山林となっています。これも問題はないかと思われま

す。15ページをご覧ください。

申請番号5の24番の現地は、東は道路、西は畑、南は宅地、北は

一体利用する雑種地となっています。特に問題はないかと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、第2班、子持、赤城地区の現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

現地調査の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、議事日程第8、協議第1号、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更についてを議題とし、意見の決定を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更についてご説明いたします。協議書の1ページをお願いいたします。

協議第1号、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について、次のとおり協議があったので、意見の決定を総会にお願いするものです。

なお、詳細につきましては、都市政策課及び農林課の担当職員より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、都市政策課の担当者から説明をしていただきます。都市政策課担当者、よろしくお願いいたします。

都市政策課

都市政策課計画係の廣田と申します。

協議第1号の農用地利用計画については、都市政策課で現在、法定手続きを進めている八木原駅周辺地域の地区計画の策定に伴うものです。私の方からは、地区計画策定の経緯や概要について説明させていただきます。

3ページをお願いします。まず、八木原駅周辺の現状ですが、渋川

市都市計画マスタープランにおいて、市南部の生活拠点として位置付けられています。駅西側の昔からある市街地では、狭い道路が多く見られます。駅東側では開発が進んでいて、農地と宅地が混在している状況です。また、駅前広場、自由通路、アクセス道路の整備計画も進められています。今後、駅周辺の生活環境が様変わりすることが予想されます。

このような状況を踏まえて、令和2年12月に策定した都市計画再編方針において、良好なまちづくりを行うため、都市計画法に基づく地区計画を定めることとしました。現在進められている駅周辺の整備計画と併せて地区計画を定めることにより、良好な居住環境の形成を図って行きたいと考えています。

地区計画とは、都市計画法に基づく計画で、良好なまちづくりを行なうために、道路、公園等の整備や建築等に関し必要なルールを定める都市計画となっています。

4ページ、5ページをお願いします。地区計画の概要になります。計画図をご覧ください。八木原駅周辺の黒い点線で囲われた、面積約24ヘクタールが、地区計画の範囲となっています。西側は八木原・下野田線になるのですが、長屋門から東側は、中村・大久保線、西濃運輸のところまでが区域となっています。地区計画の区域内に7路線の街区道路を設定しています。街区道路1号線の茶色の所に関しましては、幅員6メートルを予定しています。その他の緑の街区道路につきましては、幅員5メートルということで、生活道路として確保するものです。

街区道路と別に、建築物の制限を考えております。赤い斜線の区域ですね。県道の高崎・安中・渋川線の道路幅30メートルのところは赤い所となるのですが、その他の黄色い部分とで建築物の制限を変えて制限していこうと考えています。右のページの用途の制限ですが、中段をご覧ください。赤い斜線の所ですが、沿道利用地区といたしまして、工場、遊戯・風俗施設及び1,500平方メートル超の店舗・飲食店・事務所を制限しようと考えています。その他の黄色い所は、工場、遊戯・風俗施設及び500平方メートル超の店舗・飲食店・事務所を制限しようと考えています。その他、敷地面積の最低限度や建築物の高さの制限、色彩等の制限、壁面の位置の制限、垣又はさくの構造制限等を予定しています。

地区計画の説明については、以上になります。

議長

ありがとうございました。

続きまして、農林課の担当者から説明していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

農林課	農林課の綿貫です。よろしくお願いいたします。 私からは、協議書3ページ下段からの八木原駅周辺農地の除外についてご説明いたします。今回の八木原駅周辺農地の農用地区域からの除外は、地区計画策定による良好なまちづくりを行なうとともに、地区計画内の開発を誘導し、土地利用を整序することで、土地利用の混在化を防ぎ、なおかつ、地区計画周辺の農用地区域内農地を保全していくことを目的とします。 協議書6ページをご覧ください。地区計画内の農用地一覧表になります。除外数は38筆です。内訳は、田24筆、19,939平方メートル。畑14筆、11,348平方メートル。合計38筆、31,287平方メートルとなります。今回の変更により、渋川地区の農振農用地面積は、3.12ヘクタールの減で639.61ヘクタールになります。 協議書7ページから8ページにつきましては、該当農地の位置図、農振図及び農地区分判断根拠資料となります。 以上で説明を終わります。ご協議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。これより審議に入ります。 質疑のある方はお願いします。
4 番	はい、議長。4番、角田。
議 長	はい、4番、角田壽一委員。
4 番	ちょっとお伺いしたいと思うのですが、5ページの沿道利用地区と住居保全地区の制限についてですが、大体同じような表現になっているのですが、住居保全地区に、工場なり遊戯施設なり風俗施設。それがこの計画ですとだめということですね。 それともう一つ、昨今の社会情勢の中でこういう風に計画をしても、計画どおりいかないこともあると思うのですが、それを踏まえての計画なのか。その2点お伺いしたいと思います。
都市政策課	はい、議長。都市政策課。
議 長	はい、都市政策課。
都市政策課	地区計画の作成している都市政策課の方から、先ほどの質問に対してご説明させていただきます。まず、5ページの建築物の制限で、用途の制限が同じような表現になっているということですが、工場とか

店舗とか大規模な施設とかは、住環境の中ではふさわしくないと考えています。なので、工場とかは制限します。その他、沿道利用地区は、1,500平方メートルまでの店舗等は造れるが、それ以上のものは、道路への速達性ということで影響が出てしまいますので、制限したいと考えています。それ以外の部分は、それほど大きいものは建たないでしょうし、500平方メートル以上が制限となっています。

それと、質問の中にあった、こう言う計画とかは実効性があるかということは、今後の課題ではあると思いますが、この地区計画につきましては、建て替えの際に住民からの協力のもと、こういう制度を用いてだんだんと街の状況を良くしていこうという計画となります。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
ほかに何かございますか。

18番 はい、議長。18番、高橋。

議 長 はい、18番、高橋昭彦委員。

18番 区域内の農振除外についてなんですけど、実際に農振が除外されると、現状農用地であると相続税の評価が上がることになるのだと思います。私はこの地域の農業委員をやっているのですが、この地区は高齢者の方で農地を持っている人が多いと思うので、近い将来、相続がこれからあるのではないかと。そうすると、農振除外をして評価が高くなって、相続税にたまげちゃってという事案が発生するのではないかと。思うのですが、その辺について、実際に農振除外をするとこのようなデメリットもありますよというような説明をしていくかどうか。それだけはしておいてあげないと、こんな話じゃなかったということになる。売ってしまえるのならいいが、売れなかった場合に、自分で農地として使っていて、農地の相続税で何十万、まごまごすると何百万円となってしまうので、そういうことが必要なのではないかなと思います。よろしくお願いします。

農林課 はい、議長。農林課。

議 長 はい、農林課。

農林課 先ほどのお話のとおりだと思いますので、今後、関係課との調整が終了次第、所有者さんに通知を出させていただいて、このような変更点がありますという周知をさせていただきたいと考えております。

議 長	ありがとうございました。 ほかにございますか。
1 7 番	はい、議長。1 7 番、廣瀬。
議 長	はい、1 7 番、廣瀬淳委員。
1 7 番	よく分からないところがあるので、お聞きしたいのですが、この都市計画の目的とすると、住宅地の集積を図る地区として整備をしていくという目的があると思うのですが、一方で、この計画地域内の農業振興地域とされる場所があるわけで、この農地について、今後、この地区の申請とかがあった場合に、都市計画の目的を重視して、都市化を進めていく方向で考えているのか、それとも農地は農地として、むしろきちんと保全をして行くべきと考えて行くべきなのか、方向性みたいのはどのように考えているのか。
農林課	はい、議長。農林課。
議 長	はい、都市政策課。
農林課	私の方からご説明します。今後、開発されていくエリアでありますので、都市政策課の考えといたしましては、地区計画で指定しているエリアに開発を誘導して、周辺に優良農地の残っている地区でもありますので、周辺の優良農地を守っていくというすみ分けをする形を考えています。
1 7 番	そうすれば、例えば7 ページに1、2、3、4という農地がありますが、住宅地に変更したいとか、それは駄目だよという方向で行くのか、それはいいよということかと単純に考えると、住宅に変えてはだめだよと積極的に言う必要はないわけですね。
農林課	そうですね。制限はもちろんあるのですが、制限に該当しないものであれば、利用はできますので。
1 7 番	通常これまでやってきたような、許可の申請を行っても同じように考えて、要件を満たしていれば、許可できると考えていいわけですね。特にこの1、2、3、4の地区の農地を積極的に残していこうという考えでいいわけですね。この地区の農地に開発を集約していきたいという意図があるということですね。

農林課	そうです。集約して農地を守ることです。
17番	分かりました。参考になりました。
議長	ほかに何かございますか。
	(「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。 協議第1号、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更については、認めることでご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、協議案のとおり許可することに決しました。 続きまして、議事日程第9、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。 申請番号3の1番から3の8番の8件を上程し、審議いたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議長	はい、農地調整係長。
事務局	ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の1ページをお願いします。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会をお願いするものです。 申請番号3の1番から3の8番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。 申請番号3の1番から3の3番は、農業経営規模拡大のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話合いが整いましたので申請されたものです。 2ページ、3ページをお願いします。 申請番号3の4番から3の8番は、農業経営規模拡大のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話合いが整いましたので申請されたものです。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては、記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による、許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。
ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について、質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
議案第1号、申請番号3の1番から3の8番の8件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号3の1番から3の8番の8件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第10、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番から4の3番の3件を上程し、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の5ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から4の3番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始

末書が出されています。

申請番号４の２番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号４の３番は、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、転用目的が墓地用地であることから、市街地に設置することが困難又は不適當なものとして、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

以上で、農地法第４条の規定による許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。

議案第２号、申請番号４の１番から４の３番の３件については、許可することでご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認め、申請番号４の１番から４の３番の３件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第１１、議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号５の１番から５の２７番の２７件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第５条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

申請に入る前に、議案書１１ページの申請番号５の１４番について

は、6月4日に申請人より申請の取下げ願いがありましたので、欠番でお願いします。

それでは、説明に入らせていただきます。議案書の7ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から5の27番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、農用地域内にありますが、一時転用申請であることから、農用地域内農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の2番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の3番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

8ページをお願いします。

申請番号5の4番は、市街化が見込まれる、市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満の農地に該当すると思われます。

申請番号5の5番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の6番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

9ページをお願いします。

申請番号5の7番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の8番は、市街化が見込まれる、市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満の農地に該当すると思われます。

申請番号5の9番は、市街化が見込まれる、市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満の農地に該当すると思われます。

10ページをお願いします。

申請番号5の10番は、市街化が見込まれる、市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満の農地に該当すると思われます。

なお、本件申請は3,000平方メートルを超える案件であり、事

業の施行に都市計画法第29条の開発許可が必要です。

農地法第5条第1項の規定による許可をするには、農地法施行規則第57条第1項第2号において、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分又は処分の見込みが必要であるとされています。

6月7日、前橋土木事務所へ本件について確認したところ、本総会までに開発許可の見通しが立つとの回答が得られませんでした。

つきましては、農地転用の許否の判断は保留とし、引き続き来月の総会に上程させていただきたいと思います。

申請番号5の11番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の12番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

11ページをお願いします。

申請番号5の13番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の15番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の16番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

12ページをお願いします。

申請番号5の17番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の18番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

13ページをお願いします。

申請番号5の19番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の20番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

14ページをお願いします。

申請番号５の２１番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号５の２２番は、赤城行政センターから約１２０メートルの所に位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号５の２３番は、農用地区域内にありますが、転用目的が農業用施設用地であることから、農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

１５ページをお願いします。

申請番号５の２４番は、農用地区域内にありますが、一時転用申請であることから、農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号５の２５番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号５の２６番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

１６ページをお願いします。

申請番号５の２７番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

以上で、農地法第５条の規定による、許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議の程お願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いします。

１番 はい、議長。１番、星野。

議長 はい、１番、星野安久委員。

１番 ５の２４番についてお伺いします。この農地は、自然勾配の中で北側が道路になっています。その中で、黒土の採取用地という一時転用ではありますが、そこの土を抜いたときに、その周辺に対して、土を採った後の埋め戻しがないと雨水の関係で問題が起きると思います。その埋め戻しの状況についてもきちんと意見を聞かないとだと思のですが、水たまりができると、周辺も農地ですから、そちらに影響する。

それから北側の道路、法面の保護がされないと崩れてしまう。そこが心配だと思います。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 先ほどのご質問でございますけれど、周辺の農地、道路の形状ということですが、計画の中では、周りに保安帯を設けて、その部分を除いた部分で黒土を採取していくというような計画となっております。

また、農地復元計画書では、表土を一時除去して、それをまたトラクターで農地に戻していくという計画となっております。

なお、土石採取について関係課と事前協議が行われており、この事業については関係課も許可妥当という見解を有しているところです。

1 番 そうすると、埋め戻しをして元の高さに戻るとのことですか。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 掘削の深さが約1メートルとなっております。これに対して表土を30センチ埋め戻すということなので、現地は多少下がるような状況になります。

議長 ほかに何かございますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。

議案第3号、申請番号5の14番は取下げとのことでありますので、申請番号5の14番を除く、申請番号5の1番から5の27番の26件のうち、許可もしくは許可見込みが確認できない申請番号5の10番の1件については保留とし、残りの25件については許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、取下げのあった申請番号5の14番を除く、申請番号5の1番から5の27番の26件のうち、申請番号5の10番の

1 件については保留とし、残りの 2 5 件については議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第 1 2、議案第 4 号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、議案第 4 号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。議案書の 1 7 ページをお願いします。

農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川地区、小野上地区、子持地区、赤城地区、北橘地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和 3 年 7 月 1 日を予定しております。

計画概要につきましては、1 7 ページの表の右の列に記載のとおり、利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が 1 1 4 人、借受人が 1 9 人、筆数が 1 6 4 筆、面積が 1 9 万 3, 0 3 9 平方メートルです。この個別の内訳は、1 8 ページから 2 5 ページに記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第 4 号の説明を終わります。

ご審議の上、ご議決くださりますようお願いいたします。

議 長

審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

まずはじめに、利用権設定総括表の番号 7 番から 1 3 4 番の 1 2 8 件について審議しますので、関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長

これより質疑に入ります。質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
番号7番から134番の128件については、議案のとおり認める
ことでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、番号7番から134番の128件については、承
認することに決しました。
退席している委員は、席にお戻りください。

(関係委員着席)

4 番

ちょっと聞いていいですか。

議 長

はい、4番、角田壽一委員。

4 番

戦後の農地解放のどさくさの中の貸し借りみたいなもので、借受人
が亡くなってもう15年も経っていた土地について、今回利用権設定
に変えているものがあります。子供さんがいて耕作はしているのです
けれど、亡くなって15年も経っていれば、それは是正した方がいい
のか。そっとしておいた方がいいのか。確認したいのです。

事務局

はい、議長。農業振興係長。

議 長

はい、農業振興係長。

事務局

農地解放による古い賃貸借ですかね。法律上は賃貸借についても相
続されるので、有効か無効かということになると有効になります。な
ので、あえてそこを解除しない限り無効とはいえないということにな
ります。昔の永小作的なものについては、借受人の耕作を保護してい
るものでありますので、一方的に解除というののもなかなか難しいかな
というところもあります。有効か無効かということであると賃貸借は
相続されますので、相続人に耕作する資格が発生しています。

議 長

それでは、番号7番から134番の128件を除く、番号1番から
164番の36件について審議します。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
番号7番から134番の128件を除く、番号1番から164番の
36件については、議案のとおり認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、番号7番から134番の128件を除く、番号1
番から164番の28件については、承認することに決しました。
以上をもちまして、第27回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉 会 <午前10時34分>